

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年10月8日京都市条例第18号）（建設局土木管理部自転車政策課）

次のとおり、京都市JR西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場及び京都市JR西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場の名称を変更することとしました。

| 改正前                         | 改正後            |
|-----------------------------|----------------|
| 京都市JR西大路・向日町間新駅東<br>自転車等駐車場 | 京都市桂川駅東自転車等駐車場 |
| 京都市JR西大路・向日町間新駅西<br>自転車等駐車場 | 京都市桂川駅西自転車等駐車場 |

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月8日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第18号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日京都市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の改正規定並びに附則第2項中「京都市J R西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場」を「京都市桂川駅東自転車等駐車場」に、「京都市J R西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場」を「京都市桂川駅西自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建設局土木管理部自転車政策課）